

必要書類（詳細）

(A) 共通 + (B) 新築の場合もしくは (C) 建売・中古住宅購入の場合 + (D) その他（加算対象等で該当する場合）

(A) 共通（すべての方）		入手方法
様式第1号	きりゆう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）補助金交付申請書兼完了報告書	様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	桐生市（取得した住宅へ居住後）
原本	市税等に未納のないことを証明する書類 （発行後3か月以内のもの） ※世帯全員で中学生以下は不用 課税されていない学生は在学証明書等でも可	桐生市内転居の人は完納証明書。 転入者は、令和6年1月1日現在において居住していた市区町村役場で発行したもの 証明書の名称は各市区町村役場にご確認ください （非課税者も必要）

(B) 新築の場合		入手方法・確認事項
コピー	工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要	契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、請負金額の記載がある面
コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） ※取得額に土地の購入代金を含める場合には、不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要	法務局（所有権保存登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
コピー	検査済証	建築基準法の規定による
コピー	案内図、配置図、平面図	建築確認申請の添付書類で可
—	住宅完成時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
様式第2号	下請工事施工証明書（※該当者のみ） （元請業者が市外であっても、市内の下請業者が3人以上で請負金額の合計が100万円以上の場合）	元請業者、下請業者の押印が必要

(C) 建売・中古住宅購入の場合		入手方法・確認事項
コピー	不動産売買契約書	契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載がある面
コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数筆ある場合は購入したすべてが必要	法務局（所有権保存又は移転登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
コピー	検査済証 ※中古住宅は確認済証 又は 台帳記載事項証明書	台帳記載事項証明書は建築指導課で取得することができます（手数料がかかります）
コピー	案内図、配置図、平面図	配置図がない場合は法務局発行の建物図面
—	住宅取得時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
原本	建築基準法及び関連規定に関する書類 （中古住宅のみ）	様式は建築住宅課と市ホームページにあります （宅地建物取引士等の資格者の署名が必要）

(D) その他（加算対象等で該当する場合）		入手方法・確認事項
原本	【移住加算】 転入者であることを証明する書類（発行後3か月以内のもの） 住民票の除票又は戸籍の附票 （転入前の住所地に2年以上の在住がわかるもの）	前住所地の市区町村発行のもの （戸籍の附票は本籍地の市区町村で発行）
原本	【ひとり親加算】 ひとり親である補助対象者が現に婚姻していないことを証明する書類 （発行後1か月以内のもの） 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書	本籍地の市区町村で発行
原本	【若者Uターン移住加算】 Uターン移住であることを証明する書類（発行後1か月以内のもの） 戸籍の附票 （満18歳に達する日以後最初の3月31日に至るまでの間の桐生市での居住期間及び転入前5年以上の東京圏での居住期間を証明するもの）	本籍地の市区町村で発行
原本	【空き家・空き地バンク加算】 空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し （報告書をお持ちでない方は建築住宅課へご相談ください。）	空き家・空き地バンク登録物件販売業者
様式第1号の2	【通勤加算】 就労・通勤状況証明書	勤務先の押印が必要
原本	【併用住宅】 住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面	新築の場合は建築業者、建売・中古住宅の場合は販売業者に確認

※条件や対象者により必要書類が異なりますのでご不明な方はご相談ください。